

START運営委員会(第七回取扱制度TF 第五回インサイダー類似行為への対応検討部会)
議事要旨

開催日時：2025 年 2 月 27 日（木）15:30～17:00

開催場所：オンライン

参加 TF：取扱制度 TF

出席企業：

いちご投資顧問株式会社
S M B C 日興証券株式会社
株式会社 S B I 証券
ケネディクス株式会社
大和証券株式会社
野村證券株式会社
株式会社 SMBC 信託銀行(※)
東海東京証券株式会社(※)
みずほ信託銀行(※)

(※)オブザーバー

議事要旨

- 資料に基づき、主な意見の照会と意見を踏まえた対応について説明。
- 重要事実の定義に向けた再検討と、実効性の確保に関する要検討課題の共有を実施。
- 主な意見等

【第 1 部】重要事実と軽微基準の定義

II. 論点となっている重要事実の定義の議論

a) レピュテーション

- レピュテーションは当座はバスケット条項として捉え、事象発生時に改めて個別項目として定めるべきかについて再検討。

b) 主要取引先

- 主要取引先との取引停止について、個別項目として定める。
- 軽微基準の閾値は不動産 ST の運用上の負荷を考慮し、期間収益に対して 30%未満に設定。

III. 臨時報告書提出要件・適時情報提供に該当する重要事実の再整理について

- マルチアセット型ファンドを前提に、投資比率等を基準として、インサイダー規制の対象範囲を明確にする対応を図る。
- 次回、第六回インサイダー類似行為への対応検討部会（2025 年 4 月）において、実効性の確保についての議論を予定。

以上